

令和2年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年10月16日
開催年月日 平成2年10月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 13時49分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	11	林 春政
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第3区域 染野 亘志
8	山口 俊司		第4区域 齊藤喜久夫
9	染野 嘉明		
10	宮澤 史明		

○遅刻委員 なし

○欠席委員

3	高橋 満	第1区域	中井 孝志
		第2区域	野村 五郎

議事参与者 事務局長 玉川 真 主査 赤坂 里美
主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) 非農地判定について

(4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。天気がいよいよ続いて、お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

今年は本当に雨の多い年で、何かいろいろ農作物に被害が出ているあたりの作業のほうも忙しくなってきたようです。

コロナのほうもなかなか収束しないので、コロナのほうというか、今度は寒くなりましたのでインフルエンザというふうな流行ということで、非常に健康に注意をしなければならない季節になりました。

農業関係も、この間、直売所の役員会がありまして、おかげさまで長瀬からもそれを出していただいているんですけども、5月頃からお客さんが非常に多くなりまして、今までの実績よりプラス、これが一度プラスになるということで喜んでおるところでございます。農家で直接販売していただくということで、非常に、中には何百万というように出している方もいるような、本当にいいことじゃないかと思います。

これから健康に気をつけてお互いに頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。座って失礼します。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日、高橋委員、推進委員の野村推進委員、中井推進委員から欠席の報告がございましたので、報告いたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

7番、小笠一博委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に7番、小笠一博委員、8番、山口俊司委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

10月21日、長瀬幼稚園でサツマイモの収穫体験が行われ、堀口委員、中井推進委員と参加しました。

以上、諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議します。

農地法第4条番号1、——氏より許可申請があった駐車場への転用について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 先月同様、今月の農業委員会につきましても、コロナウイルス感染拡大防止への取組として会議時間短縮のため、議案資料と事務局説明を文書化したものを事前に送付させていただきました。お目通しをお願いしておりますので、事務局の口頭説明につきましては省略させていただきます。ご不明な点等ありましたら質疑応答で対応いたしますので、事務局の説明は以上となります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 10月22日に浅見さんと、ここにありますが——さんのところの駐車場が実家

の駐車場が狭いということで、国道端に畑があるんですよね。その畑を駐車場にしたいという話がありまして、そこへ現地へ浅見さんと見に行きました。たしか実家のほうが、140号とそれから秩父鉄道の線路がありまして、そのガードの折れるところが狭くて、実家のほうは非常に入りづらいようなところがございます。今度新しく駐車場を建てるのは、地図で見てもらうと分かるんですけども、川寄りに自分の土地がありまして、そこにもう既に駐車場を造ってあります。車はここに止められるんですかね。もう事前に置くということなんですけれども、もう、やむを得ないでしょうということでございます。

以上です。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

6番、須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 須賀勤です。

先ほどそのようなお話があつて、一応見学してきました。それで結局、例の8月に農地パトロール時点でもう駐車場になっていますけれども、場所的に先ほどの説明があつたように、自宅のほうで、町道の拡張工事で、ガードの下が踏切から国道へ出るところしかなくて非常に出づらいいということで、進入先の下をくぐるため急勾配で下げた関係で、自宅の入り口が、急勾配に上がって少し平らなところがあるぐらいで、あとはすぐ線路ですので、構造的にもちょっと難しいなど。国道の空き地のところへしたいということですから、よろしく願いします。

以上です。

○事務局 須賀勤委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地を———氏が専用住宅へ転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号につきましても、事前資料のお目通しをお願いしておりますので、事務局の口頭説明は省略させていただきます。質疑応答で対応いたしますので、事務局の説明は以上となります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員が欠席でありますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 欠席の中井推進委員に代わって、事務局が事前にお話を伺っておりますので、ご説明いたします。

10月21日に事務局と農業委員の山口さんと3人で現地確認に行ってきました。場所は事務局の説明のとおりでありまして、内容も息子夫婦が長瀬に帰ってくるために建てる家ということなので、町としてもいいことなのではないかなということ、問題ないと思いますとのことでした。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

8番、山口俊司委員の説明をお願いします。

○8番山口俊司委員 8番、山口です。

10月21日に事務局の浅見さんと推進委員の中井さんと3人で現地確認に行ってきました。場所は、フジマートの北側、西側というんですか、入っていったところなんですけれども、武野上神社から南に200メートルぐらいですか。それで、現地については、譲渡人は越してくるという方の親で、息子の夫婦が越してくるそうです、うちを建てた場合。場所も、隣近所も離れていますし別に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 山口俊司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

◎非農地判定について（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）

○議長 続いて、議案第3号 非農地判定（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号につきましても、資料を事前にお目通しをお願いしておりますので、事務局の口頭説明は省略させていただきます。

現地は、それぞれ担当区域の農業委員、推進委員と現地確認をしております。また、番号2については、3筆のうちで担当区が分かれておりましたので、2名の農業委員と現地確認を行いました。この後は番号ごとの各委員の説明と、質疑応答後に採決となりますので、事務局の説明は以上となります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

最初に、番号1について担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 21日の午前中に現地確認を行いました。皆様のお手元に写真がついていると思うんですけども、本件は金尾峠に向かう三軒家の荒川沿いの崖の中の畑でございます。写真を見ていただきますと竹と雑木が生えていまして、ちょっとこの写真だと分かりづらいんですけども、左側の写真の下のところに荒川なんですよね。崖で本当にすごい傾斜地のところが畑として昔使っていたというところがございます。現在、山林の様相を呈してまして、農地に供用することはとても困難なところだと思います。難しいのかなと思います。農地としては、もう山林に戻すしかないというふうに感じました。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

3番、高橋満委員の説明をお願いします。

高橋満委員は欠席でございますので、事務局、お願いいたします。

○事務局 欠席の高橋委員に代わり、事務局が事前にお話を伺っておりますので、ご説明いたします。

10月21日に事務局と推進委員の齊藤さんと3人で現地確認に行きました。見に行きましたが、該当地は本当に農地として利用するのは適さない土地であると報告してくださいということでしたので、以上で説明を終わります。

○議長 高橋満委員の代わりに事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

○6番須賀 勤委員 6番、須賀です。

隣接の———というのも地目は畑になっているようですが、この辺はどうなんですか、畑の入り口の下のところというのは。

○議長 どうぞ。

○事務局 では、事務局のほうで回答させていただきます。

実際、隣接の———という地番についても、おおむねもう山林の様相を呈しているような状況です。ですが、所有しているのは、埼玉県が所有している土地みたいなので、今回のケースではこちらのほうを非農地判定をするというお話は来ていないので、今回は———だけ議案として上げさせていただいています。

○6番須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、以上をもちまして異議ないと認めます。

よって、本件は非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

○議長 続いて、番号2について、担当推進委員、野村五郎委員の説明をお願いします。

野村五郎委員は欠席のため、事務局、よろしく申し上げます。

○事務局 欠席の野村五郎委員に代わり、事務局が番号2について事前にお話を伺っておりますので、ご説明いたします。

10月22日に事務局と農業委員の林さん、そして農業委員の櫻井さんと現地確認に行きました。場所は事務局の説明のとおりで、山側にある農地であり、3筆とも農地として利用するのは困難な土地なので、問題ないと思いますということでした。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、2名の農業委員に説明をお願いします。

先に、11番、林春政委員の説明をお願いします。

○11番林 春政委員 22日に事務局の浅見さんと推進委員の野村さん、私の3人で現地確認をいたしました。場所ですけれども、説明書にあります、洞昌院から西側、約100メートルぐらいにある場所なんです、山と山に囲まれた谷間にある農地です。当場所は、杉の木の植林地なっちゃっております、所有者のほうからは農地に該当しないということで、私の判断ですが、農地に該当しないと判断しますけれども、審議のほうをお願いいたします。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

次に、5番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 5番、櫻井です。

先ほど言いましたように、22日10時半頃、私、推進委員の野村五郎さん、事務局の浅見さん、3人で現地確認いたしました。場所としては、所有者は私と同じ組の裏の家なんです、場所的には、今、ゴルフ場じゃないんですけれども、クラブハウスの下に堰堤があるんですよ。その下なんで、当時とすれば畑として使っていたかもしれませんけれども、2つとも、現状は、この辺だということけれども場所的には確認はできないんですけれども、やむを得ないだろうということで判断しました。

それで、あともう一つの堰堤の上は、もうこれもほとんど林の状態で、もうやむを得ないという状況なので、ちょっとご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 櫻井汪委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は非農地と決定し、対象者には非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございますが、11月の委員会は、25日水曜日午後1時30分からにしたいと思います。なお、農業委員会終了後、午後2時30分から農振協議会を開催する予定になっております。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、11月25日水曜日午後1時30分から行います。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆さんは併せてご出席をお願いいたします。事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用の許可の状況なんですけれども、農地法第5条の5件、あと4条の1件は、令和2年10月16日付で許可となりました。

以上となります。

○議長 以上で本日予定した議事は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後1時49分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年10月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 埜 一 博

署名委員 山 口 俊 司